

※詳しくは圖に問い合わせください。

**乗合タクシー（平井・府本地区）は10月1日(月)から市民病院への乗り入れを開始します。**

圖政策企画課政策経営室  
☎ 63-1273

- 開始時期**  
10月1日から（土・日・祝日は除く）
- 運賃** 平井・府本地区～市民病院⇒500円  
平井・府本地区～あらおシティモール⇒200円  
（小学生以下はそれぞれ半額）  
回数券 100円券 22枚つづり 2,000円（現在の200円券もご利用できます）
- ダイヤ**（10月1日(月)～）  
【平日】

- 注意事項**  
路線バスとの共存のため、特定乗降場所（乗合タクシーの運行区域外で乗車か降車のみ可能な場所）間での利用（例：市民病院⇄あらおシティモール）はできません。  
※特定乗降場所：あらおシティモール、緑ヶ丘校前、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘北口、緑ヶ丘五丁目、聖人原、助丸、一里木のバス停付近、市民病院玄関（10月1日から）

平井・府本地区発→市民病院行	8:30	9:30	10:30			
平井・府本地区発→あらおシティモール行				12:30	13:30	14:30
市民病院発→平井・府本地区行	10:05	11:05	12:05			
あらおシティモール発→平井・府本地区行	11:30	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00 (7月～9月)

【土・日・祝日】

平井・府本地区発→あらおシティモール行	8:30 (土曜日のみ)	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	
あらおシティモール発→平井・府本地区行	11:00	12:00	13:00	14:00 (土曜日のみ)	15:00	16:00	17:00 (7～9月)

7月～9月はあらおシティモールほか17:00発の便を増便しています。ぜひご利用ください。



**第3期生活支援ボランティア養成講座を開催します**

**高** 齢者の皆さんが住みなれた地域で暮していけるよう、付き添い・話し相手・見守りなど日常のちょっとした困りごとを支援するために、生活支援ボランティア養成講座を開催します。  
地域のことや人と接することに興味がある人は、ぜひご参加ください。みんなで安心安全に暮らせる地域にしていきませんか。

- 場所** 総合福祉センター 2階大会議室
- 対象** 市内在住の人
- 定員** 30人
- 申込締切** 9月28日(金)
- 申込方法** 電話、FAX かメールにて住所・氏名・電話番号をご連絡ください。  
圖荒尾市社会福祉協議会  
荒尾市下井手 193-1  
☎ 66-2993 FAX66-2994  
Eメール araoshisyakyo@cru.x.ocn.ne.jp  
担当 神保

- 日時** 10月5日(金)～10月26日(金)  
毎週金曜日午後1時30分～3時30分
- 費用** 無料

日程	講座内容（※複数の講座を開催する日程もあります。）
第1回 10月5日(金)	①ボランティアって何するの？ ②認知症サポーター養成講座
第2回 10月12日(金)	救命入門コース ～まさかは突然やってくる～
第3回 10月19日(金)	傾聴力を高めよう
第4回 10月26日(金)	①正しいゴミ出し、知っていますか？ ②ご活用ください「在宅ネットあらお」 ③生活支援ボランティアやってみませんか？

**宮崎兄弟の生家施設開館 25周年記念イベント 第2弾を開催します！**

圖生涯学習課文化係  
☎ 63-1681

**宮** 崎兄弟の生家施設開館 25周年を記念する講演会を開催します。

宮崎兄弟が成し遂げてきた偉業、歴史的価値について専門家が語ります。日本だけでなく、アジアにも誇れる郷土の偉人の魅力を知る絶好の機会です。あなたも参加してみませんか？



みやじゃっきとうてん

- 日時** 9月23日(日)  
午後1時～（1時間30分程度）
- 場所** 市役所 11号会議室
- 内容** 「宮崎兄弟 世界をかける」  
※講演会終了後、希望者には、学芸員による宮崎兄弟資料館内の見学案内を行います。  
（午後3時から40分程度。入館料が必要）
- 講師** 猪飼隆明さん  
（大阪大学名誉教授、元荒尾市史編集委員長）
- 定員** 100人
- 参加料** 無料 ※事前申し込み不要



**小型特殊自動車は軽自動車税の対象になります**

圖税務課市民税係  
☎ 63-1342

**以** 下の小型特殊自動車（乗用装置のあるものに限る）は公道の走行の有無に関わらず、軽自動車税の対象になります。市内に対象となる車両を持っている人は、所有してから15日以内に申告してください。

申告後にナンバープレートを交付しますので、車体の見えやすい箇所に取り付けてください。ナンバープレートの交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはいけません。

- 手続きに必要なもの**  
所有者と使用者の印鑑（朱肉を使うもの）、窓口に来る人の身分証明書、車名（メーカー名）・車体番号・総排気量・型式認定番号・型式および年式・原動機の型式、販売証明書が譲渡証明書
- 受付場所** 市民課市民係 ☎ 63-1302  
※下記の要件の一つでも超えるものは大型特殊自動車となり、事業用の場合は固定資産税（償却資産）の課税対象になります。



種別	対象車両	要件	年税額
農耕用	①トラクター ②薬剤散布車 (SS) ③コンバイン (刈取脱穀作業用自動車) ④田植機	最高速度が35km/h未満のもの ※大きさや排気量の制限はありません。	2,400円
その他	①フォーク・リフト ②ショベル・ローダ ③草刈作業車 ④ホイール・キャリア (運搬車) ⑤タイヤローラ ⑥ホイール・クレーン ⑦タイヤドーザ ⑧ロード・スタビライザ ⑨ストラドル・キャリアなど	1. 最高速度が15km/h以下 2. 長さが4.7m以下 3. 幅が1.7m以下 4. 高さが2.8m以下  1～4を全て満たすもの	5,900円